

# 令和8年度 奨学生申込みのしおり



公益財団法人 大阪府育英会

〒534-0026 大阪市都島区網島町6番20号  
大阪私学会館2階

業務時間 平日 9:00～17:30

ホームページもご覧ください ▶▶

[大阪府育英会](#)



お問い合わせ先

採用貸付課

TEL 06-6357-6272

FAX 06-6358-3053

(注) 電話番号は、おかけ間違いのないようお願いします。

(注) 令和8年度予約奨学生貸付予定者で、「進学届」・「奨学資金借用証書」を学校へ提出した方は、令和8年度の奨学生として本採用になりますので、今回の奨学生募集には申込みする必要はありません。

また、すでに奨学資金の貸付を受けている方も申込みの必要はありません。

## 目次

### ■ 在学募集について

1	制度の概要	1
2	申込資格	1
3	貸付限度額と貸付時期	2
4	申込手続きについて	2
5	採否決定の通知	2
6	奨学資金の貸付	3
7	貸付決定後の届出	3
8	貸付総額の決定通知	3
9	奨学金の返還	3
10	個人情報の利用目的等	4
11	注意事項	4

### ■ 提出書類について

1	申込書 <b>A</b> の記入例	5
2	申込書 <b>B</b> の記入例	7
3	保護者の収入に関する証明書について	9
4	住民票提出における注意事項	14
5	通帳またはキャッシュカード等のコピーにおける注意事項	15
6	奨学資金借用証書の記入例	17

### ■ 貸付限度額について

1	国公立の高等学校・特別支援学校・大阪公立大学工業高等専門学校に在学の場合の貸付限度額	19
2	大阪府私立高校生等就学支援推進校に在学の場合の貸付限度額 【全日制】	19
3	大阪府私立高校生等就学支援推進校以外の学校に在学の場合の貸付限度額 【全日制】	19
4	国立高等専門学校に在学の場合の貸付限度額	19
5	大阪府私立高校生等就学支援推進校に進学した場合の貸付限度額 【通信制】	21
6	大阪府私立高校生等就学支援推進校以外の学校に進学した場合の貸付限度額 【通信制】	21

※大阪府私立高校生等就学支援推進校とは、大阪府の授業料支援補助金の対象となる学校です。

### ■ Q&A一覧

23

# 在学募集について

## 1 制度の概要

学校教育法による高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校又は専修学校高等課程に在学し、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な生徒に学資を貸付し、修学を支援することを目的としています。

なお、大阪府育英会の奨学金は、無利子です。

## 2 申込資格

- 学校教育法による次の学校に在学する生徒であること。
  - 高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校
  - 専修学校の高等課程（ただし修業年限1年以上の学科）
- 保護者（父母等）が大阪府内に住所を有すること

### ※保護者について

民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。

生徒が成年年齢に達した場合は、「保護者」を「成年年齢に達する日以前の日において生徒の保護者（父母等）であったもの」と読み替えてください。（申込関係書類すべて）

注）保護者とは、民法による親権を行う者又は未成年後見人をいい、保護者がいない場合は、生徒の生計を支え、かつ学資を負担する者をいいます。

注）保護者が外国籍の方の申込みについては、次の在留資格が必要となります。

【在留資格】 ・永住者 ・日本人の配偶者等 ・永住者の配偶者等 ・定住者（※）

（※）定住者については、将来日本に永住する意思のない方は、申込資格がありません。

将来日本に永住する意思確認のため、育英会所定の『誓約書』の提出が必要です。

『誓約書』は育英会ホームページより印刷し、必要事項をご記入のうえ、他の提出書類と併せて提出してください。

[誓約書のホームページ掲載場所]

・育英会ホームページ→お知らせ→令和8年度大阪府育英会奨学生の募集について

- 保護者について、以下の【算式】により算出された所得判定額が次のとおりであること  
（※令和7年度の住民税課税標準額等による、保護者の合算の額）

【算式】市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額 = 所得判定額

※ 政令指定都市に市市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額となります。

※ 早生まれにより扶養控除の適用が同学年の遅生まれの生徒よりも1年遅くなる者の場合は、保護者のうちどちらか一方は「(課税標準額-33万円) × 6% - 市町村民税の調整控除の額」で計算します。(生徒本人が平成21(2009)年1月2日～4月1日生まれで、保護者のうちどちらか一方に扶養される者が該当します。)

(※ 課税標準額、調整控除額の確認方法については、10～12ページを参照)

在学学校	所得判定額	年収めやす（※）
国公立	251,100円未満	800万円未満
私立	347,100円未満	1,000万円未満

（※）年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。

※1 地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とします。

※2 課税標準額とは、市町村・道府県民税の所得割額の算定のもととなる金額です。

※3 調整控除とは、平成19年に国から地方へ税源が移譲したことに伴い生じる個人住民税と人的控除の差額に起因する負担額を調整するための控除のことです。

※4 政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」で課税標準額などを確認することができます。

### 3 貸付限度額と貸付時期

- ・貸付限度額（貸付限度額の詳細については、19～22ページを参照）

在学学校	所得判定額	年収めやす	貸付限度額（年額） 〔下記の範囲内で希望する額（1万円単位）〕
国立 公立	251,100円未満	800万円未満	授業料実質負担額(※1) + その他教育費10万円 (授業料実質負担額(※1)が無償となる場合は、限度額は10万円です。)
私立	251,100円以上 347,100円未満	800万円以上 1,000万円未満	授業料実質負担額(※1) (注)24万円を上限(※2)

(※1) 授業料実質負担額とは、各校の授業料年額から国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた額をいいます。

(※2) 授業料実質負担額が24万円を下回る場合は、その額が上限となります。

- ・貸付時期

貸付時期	第1回	第2回	第3回
貸付日	7月10日	10月11日	1月30日

※貸付額によっては、第2回、第3回の貸付があります。  
(20万円以下の場合は、第1回のみ貸付となります。)  
※2年目からの第1回目の貸付日は、5月30日となります。  
※貸付日が金融機関の非営業日に当たるときは、翌営業日となります。  
※貸付期間は、在学する学校の正規の最短修業期間です。

### 4 申込手続き

提出書類	① 奨学生申込書（→記入例は5～8ページ 参照） ② 保護者の収入に関する証明書（→9～13ページ 参照） ③ 生徒本人及び保護者の住民票（→14ページ 参照） ④ 生徒本人名義の通帳またはキャッシュカード等のコピー（→15ページ 参照） ⑤ 奨学資金借用証書（→記入例は17・18ページ参照） ※各自で記入し、各自のハンコを押してください。 ※借用人（生徒本人）と連帯保証人、保護者が同一筆跡である場合は、受付できません。 ※障がいや病気、けがなどで署名困難な事情があり代筆される場合は、事情書の提出が必要です。 ⑥ 連帯保証人（保護者）の印鑑登録証明書 （原本で、当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたものに限りです。） ※申込書記載の住所と印鑑登録証明書の住所が異なる場合は、事情書の提出が必要です。  <b>※ 提出書類の不足や不備がある場合は、受付できません！</b> <b>※ 申込書記載の住所と住民票の住所が異なる場合は、事情書の提出が必要です！</b>
提出期限	学校が指定する期日（期限厳守） <b>【 学 校 提 出 期 限 ：                      月                      日 （                      ） 】</b>
提出先	在学する学校

### 5 採否決定の通知

- ・採否決定の通知は、6月下旬に学校長を通じ申込者（生徒本人）に通知します。

## 6 奨学資金の貸付

1. 奨学資金は、奨学生本人の預貯金口座へ振り込みます。
2. 2年目から毎年4月に学校を通じて奨学生としての資格の確認を行います。  
確認の結果、奨学資金の貸付を休止、又は廃止する場合があります。
3. 奨学資金貸付額（年額）は、所得の変動や、就学支援金等の額に変更が生じた場合に調整することができます。
4. 授業料を滞納したり、奨学資金を目的外に使用したことが判明した場合は、奨学資金の貸付を休止、又は廃止する場合があります。

## 7 貸付決定後の届出

留年、休学、退学、転学及び連帯保証人の変更又は住所等の届出事項に変更（異動）があった場合は、学校を通じて大阪府育英会へ届け出てください。

なお、変更（異動）の届出を怠ったときは、奨学金の貸付を休止、又は廃止する場合があります。

## 8 貸付総額の決定通知

奨学資金の貸付を受けた奨学生について、奨学資金の貸付が終了したとき、又は奨学資金の貸付を廃止したときは、今までに貸付した額及び時期を学校長を通じて奨学生に通知します。  
通知を受けたときは、直ちに返還口座の申請を行っていただきます。

## 9 奨学金の返還

**奨学金は貸付金です。卒業後（貸付終了後）は、必ず返還しなければなりません。  
返還金は後輩のための奨学金になりますので、確実に返還してください。**

1. 奨学金の返還は、卒業後6ヶ月を経ってから、定められた金額を借用人（生徒本人）の預貯金口座から振替で返還していただきます。  
※卒業以外の事由で、1月1日から5月31日までに退学等の異動届を提出して貸付が終了する場合はその年の10月、6月1日以降に貸付が終了する場合は翌年の10月から返還開始となります。
2. 原則、月賦により返還していただきます。返還月額、貸付総額により異なります。  
返還総額を返還年額で割ると概ねの返還年数が出ます。

返還総額（貸付総額）	返還月額	返還年額
1,440,000 円以下	8,000 円	96,000 円
1,440,000 円超え 1,620,000 円以下	9,000 円	108,000 円
1,620,000 円超え 1,800,000 円以下	10,000 円	120,000 円
以降、貸付額が18万円増える毎に、返還月額1,000円（年額12,000円）が加算されます。		

3. 経済的な理由などにより、約束どおりの返還が困難となった場合は、必ず大阪府育英会まで連絡してください。連絡がなく滞納が続いた場合は、滞納した額に対して滞納期間に応じ、年率8.9%（令和8年3月31日現在）の延滞金が課されます。また、返還できる資力がありながら返還されない場合は、やむを得ず強制執行等の法的措置をとることがあります。

## 10 個人情報の利用目的等

1. 個人情報の取扱いについては、個人の権利及び利益を保護するため、慎重かつ適正に取扱い、安全に管理するために必要な措置を取り、適切な監督を行います。
2. 氏名、住所、連帯保証人の印鑑登録証明書、所得状況、預貯金口座、口座名義などの個人情報は、奨学生採用審査、奨学金振込事務及び奨学金返還事務のために利用します。
3. 返還者が返還期間中に借用人、連帯保証人の住所等の変更の届出を怠ったことにより、請求通知書等が送付できなくなったときは、大阪府を通じて住所地の市区町村へ住民票等の請求をし、住所確認調査を行います。

## 11 注 意 事 項

1. 奨学金貸付決定後に虚偽の申請などが判明した場合は、貸付決定を取り消す場合があります。
2. 不適切な使用が判明した場合は、貸付金額の全額を一括返還していただきます。
3. 申込書類等につきましては、いかなる場合も返却いたしません。
4. 就学支援金等の制度内容に変更が生じた場合は、当会奨学金貸付制度についても、併せて変更となる場合があります。

★★★★ 大阪府育英会のお知らせや最新情報は、ホームページをご覧ください。★★★★

大阪府育英会



**★奨学金の返還支援制度(代理返還制度)**  
企業等が従業員の経済的負担軽減を目的に奨学金を代わりに返還するものです。  
詳しくは当会ホームページをご覧ください。

**★LINE公式アカウントを開設しました**  
友だち追加はこちら！

LINE ID : @903dqctg

# 提出書類について

## 1 申込書 A の記入例

**A** 注) 申込みのしおり5ページの記入例を参照のうえ、記入してください。  
 ～ 令和8年度 大阪府育英会奨学生申込書 ～

(受付番号)

1	2	6
1		

公益財団法人大阪府育英会 理事長 様  
 公益財団法人大阪府育英会の「奨学生申込みのしおり」の記載内容に同意のうえ、令和8年度大阪府育英会奨学生に申込みます。

この申込書は、必ず各自で記入してください。

記入年月日 2026年 〇月 〇〇日

生徒本人記入欄	在学 学校名	〇〇 高等学校		学科 (コース)	普通科
	該当欄に〇をつけてください!		入学年月 (西暦) 年 月	卒業予定年月 (西暦) 年 月	修業年限 年 月
	① 全日制	3 通信制	2 0 2 6 0 4	2 0 2 9 0 3	3 0 0
	2 定時制	4 多部制			1
申込者(生徒)氏名(カタカナで左づめで記入してください。)*姓と名は1マスあけ、濁点・半濁点は1マス使用					
シ ヨ ウ カ ` ク ノ ソ ` ミ					
申込者氏名 (借用人)	奨学 希望			生年月日	昭和 平成 西暦 22年 8月 17日生
住所	〒 534 - 〇〇〇〇 大阪市〇〇区〇〇町1-2-3			電話	(自宅) ** - **** - **** (携帯) *** - **** - ****

この申込書を記入する日付を書いてください。

### 生徒本人が記入

・在学学校名等を記入してください。現在の学年も忘れずに記入してください。  
 <修業年限が3年の場合の入学年月・卒業予定年月>

現在の学年	入学年月	卒業予定年月
1	2026年4月	2029年3月
2	2025年4月	2028年3月
3	2024年4月	2027年3月

・氏名(漢字)、生年月日、住所、電話番号を記入してください。  
 ・申込者(生徒本人)氏名は、カタカナで、左づめで記入してください。

姓と名の間は1マスあけてください ↓ あける

シ	ヨ	ウ	カ	`	ク	ノ	ソ	`	ミ
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

濁点、半濁点は1マス使用してください ↑

### 連帯保証人が記入

氏名(漢字)、フリガナ、生年月日、住所、続柄(生徒との関係)、電話番号を記入してください。

※注意※  
 連帯保証人は、保護者(父母等)としてください。  
 保護者以外の場合は、特別な事情(破産等)を詳細に記載した事情書の添付が必要です。

※連帯保証人は保護者(父母等)とします。保護者以外の場合は、事情等を詳細に記載した事情書の添付が必要です。

連帯保証人記入欄	氏名	フリガナ ショウガク タロウ	続柄	父	生年月日	昭和 平成 西暦 55年 4月 10日生
	住所	〒 534 - 〇〇〇〇 大阪市〇〇区〇〇町1-2-3			電話	(自宅) ** - **** - **** (携帯) *** - **** - ****

### 親権者が記入

※ひとり親家庭の場合は必ず「1」を記入ください。(母子世帯は父の欄に、父子世帯は母の欄に斜線を引いてください)

・未成年者の申込みには親権者の同意が必要です。生徒の父、母がそれぞれ記入してください。  
 ・親権者と連帯保証人が同一人であっても省略せず、必ずそれぞれ記入してください。

同上記入は不可です。  
 ・親権者記入欄(親権者がいない場合は後見人記入欄)の住所欄について、生徒の住所と同じ場合、☑欄に✓マークをご記入ください。(住所の記入省略)

・親権者記入欄(生徒の母)の住所欄について、生徒の住所とは違うが、生徒の父の住所と同じ場合、☑欄に✓マークをご記入ください。(住所の記入省略)

※申込者(生徒本人)が未成年者の場合は、下記の親権者欄に記入してください。

ひとり親家庭の場合は、「1」を記入してください。 →  2

親権者記入欄	生徒の父氏名	フリガナ ショウガク タロウ	生年月日	昭和 平成 西暦 55年 4月 10日生
	住所	☑ 生徒の住所と同じ(記入省略) (自宅) ** - **** - **** (携帯) - -		
	生徒の母氏名	フリガナ ショウガク ハナコ エリザベス	生年月日	昭和 平成 西暦 1981年 1月 1日生
	住所	☑ 生徒の住所と同じ(記入省略) ☑ 生徒の父の住所と同じ(記入省略) (自宅) ** - **** - **** (携帯) *** - **** - ****		

※親権者がいない場合は、後見人が記入してください。

後見人記入欄	氏名 生徒との続柄	フリガナ	生年月日	昭和 平成 西暦 年 月 日生
	住所	☐ 生徒の住所と同じ(記入省略) (自宅) - - (携帯) - -		

### 後見人が記入

・後見人(父母に代わって親権を行う者)に指定されている方が、記入してください。  
 ・生徒との続柄( )を必ず記入してください。

学校使用欄

## ★記入上の注意事項について★

- 必ず各自で記入してください。
- 黒のペン又はボールペンで記入してください。消せるボールペンは使用できません。
- 「同上」・「//」などの同上記入は不可です。
- 記入事項を訂正する場合、修正テープ等ではなく、定規で2本線を引き、余白に書き直してください。(訂正印は不要です。)

(例) 大阪府中央区谷町2-20 大阪市都島区網島町6-20

**B** 注) 申込みのしおり7ページの記入例を参照のうえ、記入してください。  
太枠欄に記入してください。

① 私立の学校に在学されている特待生の方のみ記入

私立の学校に在学されている方で、学校設置者から授業料の減額又は免除を受けている者(特待生)は、特待生にチェック✓し、減額または免除後の額を記入してください。

特待生		年間授業料					
<input checked="" type="checkbox"/>		43					49
		百万	十万	万	千	百	円
							0

② 貸付限度額の範囲内で希望する借入金額(年額)を記入してください。  
記入後は、同じ内容のものを別紙「奨学資金借用証書」に転記してください。

貸付限度額の詳細については、19~22ページを参照

借入期間		希望する借入金額(年額)															
2026年4月 ~ 2029年3月	1年	百万	十万	万	千	百	十	円	定時制	4年	百万	十万	万	千	百	十	円
		1	0	0	0	0	0	0	高専								0
借入年数		2年	1	0	0	0	0	0	高専	5年							0
3年	0月	3年	1	0	0	0	0	0	合計		3	0	0	0	0	0	0

  

借入金額	百万	十万	万	千	百	十	円
¥	3	0	0	0	0	0	0

希望する借入金額(年額)の合計が借入金額となります。借用金額欄にご記入ください。

★ 記入上の注意事項について ★

<年間授業料>

※私立の学校に在学されている特待生の方のみ記入

- ・私立の学校に在学されている方で、学校設置者から授業料の減額又は免除を受けている者(特待生)は、特待生にチェック✓し、減額又は免除後の額を記入してください。
- ・授業料は、学校で確認してください。(授業料以外の諸経費は除きます。)

<借入期間> 卒業予定までの期間を記入

<借入年数> 卒業までの正規の最短修業年限を記入

<希望する借入金額(年額)>

貸付限度額の範囲内で希望する借入金額(年額)を記入してください。

- ・貸付限度額の詳細については、19~22ページを参照

<借用金額> 希望する借入金額(年額)の合計が借用金額となります。

(注) 国や大阪府の支援金等の制度について、内容に変更が生じた場合は、貸付額が変わる場合があります。

振込口座届

A又はBのどちらかに記入してください。

※ 生徒本人名義で、ゆうちょ銀行(通常貯金)又は下記の5銀行(普通預金)のいずれかの口座内容を正確に記入し、通帳またはキャッシュカード等のコピーを[C]にホチキス留めしてください。(15ページ参照)

A ゆうちょ銀行の場合

① 通帳記号	② 通帳番号(右づめ記入)

B ゆうちょ銀行以外の場合

※下記の5銀行に限ります。該当する金融機関を○で囲み、その他の項目をご記入ください。

三菱UFJ	三井住友	りそな	関西みらい	池田泉州	③ 本・支店名	④ 店番号	⑤ 口座番号(右づめ記入)
0005	0009	0010	0159	0161	本・支店		

△ 注意 △

- ・2年以上口座を使用していない場合、休眠口座となり、使用できない可能性があります。

◆ 奨学金振込口座届における注意事項 ◆

- ☆ 必ず、生徒本人名義の口座で届出を行ってください。保護者名義の口座での届出はできません。
- ☆ 「ゆうちょ銀行」または、「指定する5つの銀行」のいずれかを選択してください。これら以外の銀行では取扱いできません。
- ☆ 必ず通帳またはキャッシュカード等のコピーを「申込書[C]」にホチキス留めしてください。
- ☆ 口座は、通常貯金、普通預金、総合口座のいずれかである必要があります。貯蓄口座・積立口座には送金できません。
- ☆ 銀行によっては、2年以上使用していない場合は休眠口座となり、使用できない可能性があります。最近になって使用している口座で届出を行ってください。

A ゆうちょ銀行の場合

① 通帳記号	② 通帳番号(右づめ記入)
1 2 3 4 0	0 0 1 2 3 4 5 1

右づめしてください ⇒⇒⇒

B ゆうちょ銀行以外の場合

※下記の5銀行に限ります。該当する金融機関を○で囲み、その他の項目をご記入ください。

○三菱UFJ	三井住友	りそな	関西みらい	池田泉州	③ 本・支店名	④ 店番号	⑤ 口座番号(右づめ記入)
0005	0009	0010	0159	0161	都 島 本・支店	0 3 0	0 1 2 3 4 5 6

右づめしてください ⇒⇒⇒

※ 銀行の合併や店舗統廃合などで、番号に変更があった場合は、最新のものを記入してください。

# 奨学資金借用証書

公益財団法人 大阪府育英会理事長 様

私は、貴会より下記金額を借用します。ついては、裏面に記載の貴会奨学金貸付返還規程等を守り、約束どおり返還することを下記の者連署して誓約します。万一、返還を怠った場合には、延滞金を課せられ、強制執行の手続きをとられても異議ありません。また、連帯保証人に対する履行の請求をした場合は、借用人に対してもその効力が及ぶことに同意いたします。  
**なお、裏面記載の「個人情報の利用目的等」につき承諾し、個人情報の取扱いについても同意いたします。**

※奨学資金の借入金額(年額)は、「貸付限度額」の範囲内で奨学生の希望する額とする。  
 (大阪府育英会奨学金貸付返還規程第11条第1項)  
 ※奨学資金貸付時期及び額は、貸付年額に応じ定める。  
 (大阪府育英会奨学金貸付返還規程第13条第1項及び同施行細則第9条及び第10条)

借入期間		希望する借入金額(年額)																			
2026年4月～2029年3月	1年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	定時制 高専	4年	0	0	0	0	0	0	0	0
	借入年数	2年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	高専	5年	0	0	0	0	0	0	0	0
	3年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	合計		3	0	0	0	0	0	0	0

借入金額	百万	十万	万	千	百	十	円
¥	3	0	0	0	0	0	0

・希望する借入金額(年額)の合計が借入金額となります。  
 借入金額欄にご記入ください。  
 ・借入金額の記入ミス・訂正は不可。  
 新しい借用証書に書き直してください。

(注)各自で記入し、**日付**を記入してください。 記入日: 2026年 〇月 〇〇日

在学学校名		〇〇高等		学校	全日制 定時制	通信制 多部制	普通	科(コース)	
借用人 (奨学生本人) <b>(自書)</b>	氏名	奨学 希望		生年月日	昭和 平成 西暦	22年8月17日生			
	住所	〒534-0000 大阪市〇〇区〇〇町1-2-3		電話	(自宅) (携帯)	** - **** - ****			
	住所	〒534-0000 大阪市〇〇区〇〇町1-2-3		メールアドレス	****4567@***.***.jp				
連帯保証人 <b>(自書)</b>	氏名	奨学 太郎		生年月日	昭和 平成 西暦	55年4月10日生			
	住所	〒534-0000 大阪市〇〇区〇〇町1-2-3		電話	(自宅) (携帯)	** - **** - ****			
	住所	〒534-0000 大阪市〇〇区〇〇町1-2-3		メールアドレス	****0123@***.***.jp				
親権者 同意欄 <b>(自書)</b>	父	氏名	奨学 太郎		生年月日	昭和 平成 西暦	55年4月10日生		
	母	氏名	奨学 花子 エリザベス		生年月日	昭和 平成 西暦	1981年1月1日生		
	住所	〒534-0000 大阪市〇〇区〇〇町1-2-3		電話	(自宅) (携帯)	** - **** - ****			

《借入期間》 卒業予定までの期間  
 《借入年数》 卒業までの正規の最短修業年限  
 《希望する借入金額(年額)》  
 申込書 B に記入した「希望する借入金額(年額)」を転記してください。  
 《借用金額欄》  
 申込書 B に記入した「借用金額」を転記してください。  
**※「借用金額」を間違えた場合は訂正できません!!**  
**(学校で新しい借用証書をもってください。)**

(注) 国や大阪府の支援金等の制度について、内容に変更が生じた場合は、貸付額が変わる場合があります。

### ★記入上の注意事項について★

- 各自で記入し、各自のハンコを押してください。(スタンプ印は使用しないでください。)(障がいや病気、けがなどの理由で署名が困難なため代筆される場合は、事情書の添付が必要です。外国人の方等で日本語での記入が困難な場合、アルファベット自書してください。)
- 黒のペン又はボールペンで記入してください。消せるボールペンは使用できません。
- 「同上」・「//」などの同上記入は不可です。
- 記入事項を訂正する場合、定規で2本線を引き、余白に書き直し、2本線の上には訂正箇所のある欄で押しているハンコを押してください。

氏名	奨学 希望	印
住所	〒534-0000 大阪市都島区網島町6番20号 大阪市〇〇区〇〇町1-2-3	印

- 印鑑が違っていた、不鮮明等で押印し直す場合は、二重線を引き、押印欄の近くで、当該者欄内に押してください。(印が重ならないように押してください)

氏名	奨学 太郎	実印	印
----	-------	----	---

《在学学校名欄》  
 ・在学する学校名、学科名(コース名)を記入してください。  
 (普通(科)、総合学(科)、進学(コース)等)  
 ・該当の課程を「〇」で囲んでください。

《借用人欄》  
 ・生徒本人が記入・ハンコを押してください。  
 ・生徒本人が返還の責任を負います。

《連帯保証人欄》  
 ・連帯保証人本人が記入・ハンコを押してください。  
 ・必ず、実印(印鑑登録証明書と同じ印鑑)を押してください。  
 ・無職の場合は、勤務先名欄に「無職」・「なし」とご記入ください。

《親権者同意欄》  
 ・生徒の親権者である父・母が、各自で記入・ハンコを押してください。  
 ・母子世帯の場合は父の欄に、父子世帯の場合は母の欄に、斜線を引いて下さい。  
 ・後見人が親権を行う場合は、後見人の字句を「〇」で囲み、続柄を記入してください。